

上越市水防計画の修正概要

防災危機管理部 危機管理課

経緯・主な修正概要

1 経緯

今回の修正は、「県水防計画の修正」、「下水道管理者の変更」及び「内水浸水想定区域の指定等」に伴い、所要の修正を行うもの

2 主な修正概要

(1) 県水防計画との整合

県所管水位観測所（危機管理型水位計）の位置を修正するとともに、堤防高及び観測開始水位を追記する。

(2) 下水道管理者の変更に伴う修正

下水道管理者を市長から上越市ガス水道事業管理者に変更したことから、下水道管理者の協力について追記する。

(3) 内水浸水想定区域の指定等に伴う修正

新たに、内水浸水想定区域（雨水出水浸水想定区域）を指定し、これを反映した内水ハザードマップを作成したことから、当該区域及びマップについて追記する。

(1) 県水防計画との整合

県所管水位観測所(危機管理型水位計)の位置を修正し、堤防高及び観測開始水位を追記

県水防計画の修正に伴い、以下の水位観測所の位置を修正するとともに、堤防高及び観測開始水位を追記する。

河川名	観測所名	位置			堤防高	観測開始水位
		郡市	町村区	大字		
保倉川	飯室	上越市	浦川原区	飯室 大印内新田	<u>14.27</u>	<u>9.10</u>
〃	大平	〃	大島区	大平	<u>107.34</u>	<u>102.84</u>
飯田川	荒井	〃	牧区	荒井	<u>100.20</u>	<u>97.82</u>

・堤防高及び観測開始水位の単位はメートルとする。

(2) 下水道管理者の変更に伴う修正

令和7年4月に下水道事業の一部を市から上越市ガス水道局へ事務移管したことに伴い、下水道管理者を市長から上越市ガス水道事業管理者に変更したことから、下水道管理者の協力について以下のとおり追記する。

11.2 下水道管理者の協力

下水道管理者（上越市ガス水道事業管理者）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<下水道管理者の協力が必要な事項>

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位等）の提供
- (2) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(3) 内水浸水想定区域の指定等に伴う修正 (1/2)

水防法の改正に伴い、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（雨水出水浸水想定区域）として令和7年3月に市長が指定し、内水ハザードマップを同年6月に作成したことから、当該区域及びマップについて追記する。

15.1 洪水、内水対応

(2) 内水浸水想定区域の指定状況

市長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

内水浸水想定区域の指定、公表状況は、以下のとおりである。

<u>浸水想定区域公表時点</u>	<u>浸水想定区域公表HPアドレス</u>
<u>令和7年3月14日</u>	<u>https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/usui/usuishussui.html</u>

~~(4)~~ (5) 洪水・内水ハザードマップ

市は、洪水・内水浸水想定区域の指定等に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所への避難等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水・内水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

又はまた、ハザードマップに記載した事項を、市の~~ホームページ~~のウェブサイトに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

（中略）

(3) 内水浸水想定区域の指定等に伴う修正 (2/2)

【参考】上越市内水ハザードマップ



今後のスケジュール

年 月	内 容	備 考
R8. 6月～7月	議会への説明	
R8. 8月	パブリックコメントを実施しない理由の公表	
R8. 10月	第2回防災会議 県知事への報告 計画の公表	書面での表決